

税

固定資産税

■固定資産税（土地・家屋）の縦覧・閲覧制度

昨年中に土地や家屋に異動（売買・贈与・相続・分筆・地目変更・家屋の取壊しなど）があった人は縦覧・閲覧制度を利用し、確認してください。
※詳しくは広報3月号をご覧ください。

■不服審査申出

令和8年度は地方税法に定められた基準年度ではなく、原則として基準年度の価格が据え置かれるため、不服審査の申出ができません。ただし、土地の分合筆や地目の変更、家屋の新築などで新たに決定された価格や、地価の下落によって修正された価格などに、不服がある場合に限り、審査の申出ができません。

受付期間 公示日（4月1日）（予定）以降に納税通知書を受け取った日から3カ月以内
申出先 固定資産評価審査委員会（総合行政委員会内）

■低所得者世帯への固定資産税の減免制度 ※要申請

固定資産税・都市計画税について、低所得などの理由で納税が困難な世帯に対して土地・家屋の税額を2分の1に減免します。
対象 次の①～④の要件をすべて満たす人

- ① 所有者要件
納税者が次のA～Cのうち、いずれかに該当すること
- ② 所得要件
本人および生計を一にする人全員の所得が、個人市民税均等割非課税限度額以下の所得であること
- ③ 所有資産要件
● 令和8年1月1日現在において、所有する固定資産が自己居住用（住民登録等していること）の家屋およびその敷地のみであること
- 当該家屋の現況延べ床面積が120㎡以下であること
- ④ 年税額要件
土地・家屋の固定資産税（都市

計画税を含む）の年税額が10万円以下であること

必要なもの マイナンバーカード、固定資産税納税通知書（4月末以降発送予定）

申請・問合先 4月1日（水）から納期限（令和8年度1期）から申請の場合は6月1日（月）までに税務課へ

※納税が困難な世帯への負担軽減という趣旨から、すでに納付済の税額については減免を受けることはできません。

法人市民税に係る開設届を

法人市民税とは、市内に事務所、事業所、寮などがある法人、人格のない社団（収益事業を行うものに限り）などが納める税金です。市内に新しく会社を設立したとき、事務所などを開設したときは届出が必要です。（税務署および府税事務所への提出とは別に届出が必要）

法人市民税には、国税の法人税額を課税標準として算出する市内の従業者数により算出する均等割額とがあり、事業年度終

了の日の翌日から2カ月以内に、申告書を税務課へ提出するとともに、法人税割額と均等割額の合計額を納付していただくことになっていきます。

※赤字決算となり、国税の法人税額が0円となった場合も、均等割がかかりますので、申告と納付が必要です。申告義務があるにもかかわらず申告書の提出がない場合、未申告法人として調査し、その結果により決定課税の行政処分をすることがあります。詳しくは問い合わせください。

問合先 税務課

市税などの納付に一部のスマートフォンアプリが利用できます

「PayB」「PayPay」「FamiPay」「au PAY」が利用できます。スマートフォン、タブレット端末から、納付書に印字されているコンビニエンスストア取納用バーコードを読み取ることで、市税などの納付が、いつでもどこでもできます。ぜひ利用してください。

※「PayPay」「FamiPay」「au PAY」の利用には、事前にアプリ内でチャージが必要です。詳しい操作方法は、各社ホームページまたは市ホームページ（ID:2370）を確認してください。

納付可能対象

- 個人市民税（普通徴収）
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税
- 国民健康保険料
- 後期高齢者医療保険料
- 介護保険料
- 奨学金基金（「PayB」のみ）

問合先 各担当課

※バーコードが印字されていない、または取扱期限がすぎた納付書では利用できません。領収証書、軽自動車継続検査用納税証明書は交付されませんので、必要な場合は、金融機関・コンビニエンスストアなどでお支払いください。クレジットカードによる支払い方法は選択できません。



税務署からのお知らせ

問合せ先 泉佐野税務署
☎462・3471

確定申告等の相談

4月以降の相談を希望する場合は、電話による事前予約が必要です。

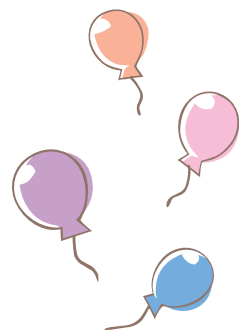
所得税と消費税(個人事業者)の確定申告に係る口座振替日

振替日に預貯金口座の残高が不足していると自動引落しができませんので、預貯金口座残高を確認してください。

●申告所得税及び復興特別所得税：4月23日(木)

●個人事業者の消費税及び地方消費税：4月30日(木)

■納期限内に納めないと…督促状が届く場合があります。また、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞税の納付が必要となる場合があります。



介護保険

令和8年度

65歳以上の介護保険料

普通徴収

普通徴収の方法(納付書での納付および口座振替)で納付する人に、令和8年度介護保険料仮決定通知書を送付します。納付する金額については、6月分まで記載しています。納期限までに納付をお願いします。7月以降分は、7月に別途通知します。

また、令和8年3月に介護保険第1号被保険者の資格取得をした人(昭和36年3月2日～4月1日生まれの人および令和8年3月に本市に転入した65歳以上の人)には、令和7年度分の通知書なども送付しますので注意してください。

コンビニエンスストア、スマートフォンアプリで納付できます

納付書は、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリでの納付も可能です(納付期限内のものに限ります)。納付できる店舗については、納付書裏面

をご覧ください。スマートフォンアプリを利用する場合は、アプリのダウンロードが必要です。



▲ホームページ

口座振替の利用

毎月25日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に指定の口座から振り替えます。

特別徴収

特別徴収の方法(年金からの差し引き)で納付する人については、2月の納付保険料額と同額を、4月、6月も引き続き差し引きします。8月分以降の保険料額については、7月に別途通知します。

新たに特別徴収が開始される人は、特別徴収開始通知書で特別徴収の開始月や保険料額などを確認してください。

7月に介護保険料を決定します

令和8年度の介護保険料は、令和7年1月～12月までの合計所得金額と4月1日現在、本人と同一世帯の人の住民税課税状況等をもとに7月に決定し、介

護保険料額決定通知書を65歳以上の被保険者全員に送付します。

おむつを使用する高齢者に市指定ごみ袋を配布します

対象者に市指定のごみ袋を配布します。希望する場合、申請が必要です。

対象 要支援・要介護の介護認定を受け、在宅で終日おむつを使用している人

申込・問合せ 介護保険課

国民健康保険

納付は必ず納期限内に

保険料は医療費や出産一時金などの給付の費用にあてられる国保の大切な財源です。保険料徴収を強化するため、夜間の電話・訪問催告などを実施します。

納期限を過ぎると、保険料のほかに督促手数料や延滞金もあわせて納めていただくこととなります。また、未納のままにしておくと、保険給付に制限が

かかるほか、公平性の観点からやむを得ず滞納している人の財産を調査し、それらを差押えることとなります。

保険料は納期限までに納めてください。納付困難な事情がある場合は、納付猶予や分割納付の相談もできますので、電話で相談してください。

問合せ 国保年金課

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料

休日・夜間の納付相談窓口

保険料の納付および納付相談窓口を設けていますので、利用してください。

●4月12日(日)午前9時～正午
●4月16日(木)午後5時30分～8時(受付：午後7時30分まで)

問合せ 国保年金課

